

## 里庄町農業委員会委員募集要項

### 1 募集人数

9名

### 2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

### 3 身分

特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

総会に出席し、農地の権利移動や農地転用許可についての審議・判断を行う  
農地転用許可の現地確認や耕作放棄地の解消、違反転用の是正指導等を行う  
農地の現地調査等、農地利用最適化推進委員と協力し現場活動を行う  
地域計画の実現に向けた取組、地域農業者との話し合い等

### 5 委員報酬

月額 農業委員会長：28,500円 会長代理：25,500円 その他の農業委員：24,500円

### 6 推薦を受ける者及び応募をする者の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
  - (2) 原則として町内に住所を有する者
  - (3) 町の職員でない者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員等」という。）でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者
- なお、次のいずれかに該当する者は委員となることはできません。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参により、里庄町農林建設課までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

#### (1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 募集期間

令和8年3月17日(火)から令和8年4月16日(木)まで必着  
当日消印有効ではありません。

(3) 提出先

提出書類は、郵送または持参により、下記問合せ先へ提出してください。

## 8 選任方法

里庄町農業委員選考委員会が、提出された書類をもとに、選考し町へ意見を報告します。(必要に応じて面接を行うことがあります。)町において、同委員会の意見を参考に候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。

なお、結果については、令和8年6月下旬に里庄町ホームページへの掲載により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

## 9 その他

募集期間の中間及び終了後に、里庄町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者(法人又は団体)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を里庄町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が里庄町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数

## 10 問合せ先

〒719-0398 浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町農林建設課

電 話 0865-64-7215

F A X 0865-64-3117